

公益社団法人北方領土復帰期成同盟定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人北方領土復帰期成同盟（略称「北方同盟」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国固有の領土である北方領土の歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の祖国復帰について、国民世論の啓発、結集を図るとともに、わが国の正しい主張を広く国際世論に訴え、もって正義と友愛を基調として、平和的に北方領土の祖国復帰を促進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 北方領土返還要求運動の推進
- (2) 北方領土問題についての啓発宣伝
- (3) 北海道内における北方四島交流の推進
- (4) その他この法人の目的達成のために必要な事業

2 前項第1号、第2号及び第4号の事業は日本全国及び海外、前項第3号の事業は北海道において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は次に定める会員をもつて構成する。

- (1) 普通会员 この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人、法人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的及び事業に賛同し、支援するために入会した個人、法人又は団体
- (3) 特別会員 この法人の目的を達成するために必要な学識経験を有する者、もしくは功勞のあったもので理事会で推薦する個人、法人又は団体

2 前項の会員うち、普通会员及び賛助会員（以下「普通会员等」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出し、会長の承認を受けなければならない。

ただし、特別会員に推薦された者は、入会手続きを要せず本人の承諾をもって会員となる。

(経費の負担)

第7条 この法人の活動に必要な経費に充てるため、普通会员等は会員になった時及び毎年、総会において別に定める会費規程に基づき会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- (会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
 - (3) 総普通会员等が同意したとき。
- (会費の返還)

第11条 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての普通会员等をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、通常総会として毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招 集)

第15条 総会は法令に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総普通会员等の議決権の10分の1以上の議決権を有する普通会员等は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において普通会员等の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、普通会员等1名につき各1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総普通会员等の議決権の過半数を有する普通会员等が出席し、出席者した当該普通会员等の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総普通会员等の半数以上であって、総普通会员等の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 総会に出席できない普通会員等は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することかできる。この場合においては前3項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長のほか、出席した普通会員等のうちから総会において選出された議事録署名人2名以上が議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事20名以上25名以内

(2) 監事3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち5名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法に規定する代表理事とし、副会長のうち1名をもって同法第91条第1項に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事である副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任をさまたげない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任をさまたげない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、役員がその職務を行うために要する費用については、総会において別に定める規程に基づき支給することができる。

(顧問)

第27条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) その他この定款で定められた事項

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は会長がこれにあたる。ただし、前条第2項の場合には出席理事の互選による。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第34条 この法人には、理事会の決議を経て委員会を設けることができる。

2 委員会は、第4条の事業のうち、特定の事柄の運営に関する事項について企画等を行う。

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金及び助成金
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる果実
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については通常総会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類。
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第12章 その他

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事（会長）は堀達也、業務執行理事は木下武久とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。